

## 柏市インターンシップ実施要領

制定 令和 6 年 5 月 1 7 日

施行 令和 6 年 5 月 1 7 日

### 1 趣旨

この要領は，柏市（以下「市」という。）が実施するインターンシップに関し，必要な事項を定めるものとする。

### 2 インターンシップの目的

インターンシップは，学生に対し，市における就業体験の機会等（以下，「実習」という。）を設けることで，学生のキャリア形成に資すること及び，市政への理解を深めることを目的とする。

### 3 インターンシップの対象者

インターンシップの対象者は，学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。），高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

### 4 受け入れ手続き

- (1) 市は，インターネット等により実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は，インターネット等により，インターンシップに応募する。
- (3) 実習希望者は，インターンシップに応募する際，別に定める必要書類を提出する。
- (4) 市は，（3）により提出された書類等により選考を行った上，実習生を決定する。
- (5) 市は，実習生を決定した後，本人および本人の属する大学等にその旨を通知する。

### 5 実習に係る費用

市は，実習生に対し，賃金，報酬，手当及び交通費その他の費用を支給しない。

### 6 実習生の身分

市は，実習生に対し，市の職員としての身分を付与しないもの

とする。

## 7 実習に専念する義務

実習生は、市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

## 8 法令遵守義務

実習生は、実習期間中は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

## 9 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

## 10 守秘義務

実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

### 11 個人情報の遵守

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によることとする。

(2) 実習生は、柏市職員の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 12 実習中における事故の責任等

実習生は実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、インターンシップ等の賠償責任保険もしくはこれに類する保険に、実習生の負担により加入しなければならない。実習生が市または第三者に損害を与えた場合、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険等により補償することとする。

### 13 災害補償等

実習生の市における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、市はその責任を負わない。

### 14 実習の中止

市は、実習生が本要領に反する行為を行ったとき、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は大学等にその旨通知するものとする。

#### 15 その他

この要領に定めるもののほか、市のインターンシップ事業に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。